



—中小企業経営者のためのナレッジ共有ツール—

発行日：2016年1月29日（第181号）発行責任者：杉田 圭三
〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-135
発行所：リタネッツ事業協同組合 TEL:048-658-8881 FAX:048-658-8883

前回(WAVE 12月号)では、昨年12月に閣議決定された平成27年度補正予算案を速報として掲載いたしました。製造業、建設業、サービス業など、幅広い中小企業向けの施策(補助金・助成金)が計画されていますので、改めてご確認ください。

今回は、補助額の上限が3,000万円と大型となった「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」と、(締切り間近!)節税効果が高い「生産性向上設備投資促進税制」をご案内いたします。

■「ものづくり...」製造業だけでなく、サービス業・小売業も対象ってご存知ですか?」
「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」は、H27補正予算で最も高額な予算(1020.5億円)が組まれた補助金です。当初は、ものづくり補助金として、製造業向けの施策でしたが、近年はサービス業・小売業等、幅広い業種が対象となっています。前年は、宿泊施設や歯科医院なども採択を受けています。

今回、大きな変更点は、補助金の補助上限額が3,000万円(補助率2/3)に引き上げられたことです。このほか、一般型(補助上限額:1,000万円)や小規模型(補助上限額:500万円)を合わせた3種類の申請が可能です。

■「最近、目にする“IoT”って何ですか?」
補助上限額:3,000万円の枠として新設された「サービス・ものづくり高度生産性向上支援」は、IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資を支援するものです。ただ、IoTって初めて聞くコトバではありませんか? IoT(Internet of Things)とは、モノがネットワークに繋がり、離れた場所から情報のやり取りが出来るようになることです。まだまだ、イメージが湧かないかもしれませんが...。具体的な事例(肌着をネットに繋げた事例)でご説明します。

東レとNTTが共同で開発した肌着「hitoe(ヒトエ)」は、ナノファイバーと呼ばれる微細な繊維と高導電性樹脂が組み合わさって出来ています。これによって、生地と人肌に触れるだけで、高い精度で生体信号(心拍数など)データを収集できるようになりました。もちろん、hitoeからの情報をキヤッチ出来るようなネット環境も整備済みです。いわゆる、hitoeが着用者の身体の動きを把握する「着るセンサー」の役割を担うこととなりました。

このhitoeは、試験的に那覇航空に那覇空港において炎天下で働く空港作業員の体調管理(熱中症予防)で導入されることとなりました。これまでは、「水分を小まめに摂るように」などのアナログな指示だったものが、hitoeによって、作業員の個体に合わせた体調管理ができるようになりました。

このように我々の身の回りのモノがネットワークで繋がりがり、自動的に情報を収集する中で事業者が意味ある情報活用をすることが出来る環境づくりこそが、IoTという訳です。貴社の事業に置き替えてIoTを創造して下さい。

■「ものづくり補助金の公募は、2月上旬に始まる見込みです。」
現時点では、ものづくり補助金の事業概要、事業イメージが公開されています。2月上旬には公募要領も発表される見込みですので、今のうちから自社の経営活動を後押しする新設備の導入(補助金活用)をご検討下さい。
「ものづくり補助金」のお問い合わせ先は、「中小企業庁 技術・経営革新課 :03-3501-1816」、または「リタネッツ事業協同組合事務局:048-658-8881」までお問い合わせします。

■「設備投資をお考えの社長!『生産性向上設備投資促進税制をご存知ですか?』
産業競争力強化法の施行(平成26年1月20日)から平成28年3月31日までの税制措置として、「生産性向上設備投資促進税制」が新設されました。この制度は、質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図ることを目的としています。
「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を受けることが出来ます。

■「設備投資費用を“即時償却”するための要件とは?」
“即時償却”(若しくは5%の税額控除)を受けるためには、平成26年1月20日から平成28年3月31日の間に設備を取得し、かつ事業の用に供した設備が対象となります。(なお、特別償却50%、若しくは4%の税額控除の場合は、平成29年3月31日まで期間が延長されています。)
類型には、「A類型:先端設備」と「B類型:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」があり、それぞれ、対象設備や申請書の確認者が異なります。また、いずれの類型の場合も、中古資産・貸付資産でないことが条件となっています。

設備投資を間近に控えている中小企業では、“即時償却”が受けられるかどうか、一度、ご確認下さい。「生産性向上設備投資促進税制」のお問い合わせ先は、「(A類型)生産性税制相談窓口:03-3501-1565」、「(B類型)関東経済産業局:048-600-0254」、または「リタネッツ事業協同組合事務局:048-658-8881」までお願い致します。

設備投資をお考えの方へ税制優遇のご案内

生産性向上設備投資促進税制

- 「先端設備」もしくは「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を購入される際に、税制措置を受けられる制度が新設されました。
- この制度は「A類型」と「B類型」、2つの申請方法があり、どちらかの要件を満たした場合に税制措置が受けられます。

対象要件 青色申告をしている法人・個人(対象業種に制限はありません)

A類型

先端設備

<対象設備(要件)>

「機械設備」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物付属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件をすべて満たすもの

- 取得する設備は最新モデルである
- 生産性が年平均1%以上向上すること

<その他の要件>

- 生産性設備を構成するものであること
- 最低取得価額要件を満たしていること
- 国内への投資であること
- 中古資産・貸付資産でないこと など

B類型

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

<対象設備(要件)>

「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物付属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を満たすもの

- 投資計画における投資利益率が年平均15%以上であること(中小企業者等は5%以上)

<その他の要件>

- 生産性設備を構成するものであること
- 最低取得価額要件を満たしていること
- 国内への投資であること
- 中古資産・貸付資産でないこと など

税制措置

<平成26年1月20日～平成28年3月31日まで>

即時償却 もしくは **5%の税額控除**(建物・構築物は3%)

<平成28年4月1日～平成29年3月31日まで>

特別償却50% もしくは **4%の税額控除**(建物・構築物は2%)

<当事務所の支援内容>

初回相談	訪問、ご来社に関わらず、 無料	備考
申請支援サービス	20万円(税別) ※ 申請が完了した時点で上記ご料金をご請求いたします。 ※ ご料金は分割でのお支払いも可能です。	

ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	<input type="checkbox"/> 優遇税制の申請を依頼したい <input type="checkbox"/> 優遇税制について詳しく聞きたい		

<お申し込みはこちらまで FAX:048-658-8883 担当:櫻井誠>